中川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年 11 月
中川町教育委員会

目次

１　計画の趣旨、現状 ・・・

１　計画の趣旨、現状

（１）　計画の趣旨

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況や心身の負担の増大といった課題は依然として見られ、全国的な教員不足の状況も相まって、学校現場を取り巻く環境は厳しさを増している。教育職員が健康を損なうことなく、安心して働き続けられる環境を整えることは、教育の質を維持・向上させる上で喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、令和７年（2025 年）６月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。

本町教育委員会では、教育職員の業務量を適切に管理し、健康の確保に向けた措置を計画的に講ずることにより、教育職員が心身ともに良好な状態で勤務し、専門性を高めながら教育活動に専念できる環境づくりを進める。

本計画は、学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につなげていくことを目的として、給特法第８条第１項に基づき本計画を策定するものである。

（２）　本町の現状

本町では、学校施設管理業務の外部委託を進めるなど働き方改革の実行により、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は次のとおりとなっている。

【時間外在校等時間の状況】

	校種	45H 以内	46-80H	81-100H	100H 超	1 人当たりの月平均
令和 7 年 3 月	小学校	10 人	1 人	0 人	0 人	25 時間 00 分
	中学校	12 人	0 人	0 人	0 人	21 時間 05 分
令和 8 年 3 月	小学校	12 人	1 人	0 人	0 人	16 時間 14 分
	中学校	9 人	5 人	0 人	0 人	29 時間 21 分

令和 8 年 3 月時点における教育職員１人当たりの月平均の時間外在校等時間は、小学校で 16 時間 14 分、中学校で 29 時間 21 分となっており、全体としては 7 割以上が 45 時間以内に収まっている。一方で、個々の状況を見ると、時間外在校等時間が 45 時間を超えている教育職員が約 3 割に上っていることから、引き続き改善に向けた取組を進める必要がある。

２　目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

・教育職員の「時間外在校等時間」を１か月で 45 時間以内、１年間で 360 時間以内とする。

※全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目標として取り組み、国が目標としている「令和 11 年度までに、教育職員の１か月当たりの時間外在校等時間平均 30 時間程度」の実現を図る。

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 3.8％まで減少させる【R6：7.7％】

・ストレスチェックにおける「働きがいのある仕事である」との回答者の割合を 30％まで上昇させる。【R6：21.4％】

・教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

３　計画の期間

令和８年度から令和１１年度までの４年間とする。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

業務の適正化の推進に当たっては、国が示した「学校と教師の業務の３分類」（以下、「３分類」という。）に基づく 19　の取組の実効性を確保するため、町教育委員会、学校がそれぞれ役割を果たしながら取組を進める。

ア　教育委員会の役割

教育委員会は、働き方改革を進めるための取組を主体的に実施する。

イ　学校の役割

校長は、教育職員の時間外勤務の縮減に向け、日頃から教育職員の勤務状況や健康状態を的確に把握するとともに、関係機関と連携しながら主体的に推進するものとする。

【学校と教師の業務の３分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に 参画すべき業務	教師の業務だが 負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

ウ　学校以外が担うべき業務

（ア）登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・PTA 等を通じて、保護者による通学路の見守り活動を推進する。

（イ）地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

・学校、家庭、地域、が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる充実を図り、学校への応援及び支援を推進する。

エ　教師以外が積極的に参画すべき業務

（ア）調査・統計等への回答

・学校に発出する調査等を精査し、縮減に努める。

・各種団体等からの学校への行事への参加や作品の応募依頼等について、学校現場の負担解消のため、各種団体等の理解促進を図る。

（イ）部活動

・令和 10 年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

・全ての部活動において部活動休養日の完全実施、「北海道の部活動の在り方に関する方針」に定める活動時間の遵守の取組を進める。

・特定の教員に部活動指導業務が集中することのないよう、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図るよう促す。

オ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

（ア）学校行事の準備・運営（「３分類」⑰関係）

・各学校に対し、文部科学省や道教委が提示する好事例なども参考にするなど、学校行事の精選や内容の見直しを推進するよう促す。

（イ）支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・スクールカウンセラーの生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

・特別支援教育支援員の学校への派遣を維持する。

（２）「業務の３分類」以外の取組

ア　勤務時間外の留守番電話の活用

・学校に留守番電話を設置し、勤務時間外は機械対応とすることで、教育職員が勤務時間と休息時間の区別が図られるようにする。

イ　教頭の業務縮減

・学校運営の要である教頭が各種調査や校内外の調整等により特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務の整理・見直しを進めるとともに、業務分担の見直し等により、負担軽減を図る。

（３）　学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計

画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1,086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

（４）教育職員の意識の変容を促す取組

働き方改革の意識を高める取組の推進

・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を進めている事例を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。

・管理職を含む教育職員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。

（５）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・１箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

・職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努める。

・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

（１）取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度町の HP で公表することとする。

（２）時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

（３）教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

（４）保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本町における「業務の

３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

６　おわりに

（１）本計画に基づく取組を着実に進めていくためには、町教育委員会と学校がそれぞれの役割を果たすとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校を取り巻く関係者が一体となって進めていくことが重要である。町教育委員会においては、各学校の実情を踏まえつつ、業務量の適切な管理と健康確保に向けた取組の状況を継続的に把握し、必要な支援や改善を行っていく。

（２）また、社会情勢や学校を取り巻く環境は今後も変化していくことが見込まれることから、本計画については、取組の進捗状況や課題を検証しながら、必要に応じて見直しを行い、より実効性のあるものとなるよう努める。

（３）教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮し、子どもたちに向き合う時間を確保できる環境を整えていくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながる重要な取組である。本町教育委員会としては、今後も学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られるよう、関係者と連携しながら取組を進めていく。